

令和2年4月20日

お取引先様 各位

新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言を受けた当社の対応

株式会社 松下設計
代表取締役 松下 充



令和2年4月7日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく初の「緊急事態宣言」が発令されました。さらに緊急事態宣言の対象地域が全国に広がることとなりました。

このような状況に置かましても株式会社松下設計は、引き続き新しい時代を見据えて社会の課題解決に建築設計という分野から取り組んでいく所存です。

当社はお取引先様及び社員の新型コロナウイルス感染予防のために、下記の取り組みを実施いたします。

1. 出張を含む外部との打ち合わせ会議対応について

- ・ 出張を含む外部との打ち合わせ会議については原則としては極力控え、電話やメール、WEB会議で代替できないかお取引先様にご相談させていただきます。
- ・ 業務上やむを得ず出張を含む現地への訪問や打ち合わせ会議が必要な場合には、お取引先様にもご同意をいただき、できる限りの感染予防措置を行ったうえで対応させていただきます。

2. 当社従業員の出勤について

- ・ 当社は感染予防のために時差出勤や在宅勤務等の措置を実施していましたが、4月21日より大半の社員を在宅勤務にするよう対応を強化いたします。
- ・ 在宅であっても社員との連絡は可能ですので、何かございましたら会社の代表電話又は社員のメールアドレスまでご連絡をお願いします。
- ・ 業務に支障をきたさぬよう配慮いたしておりますが、連絡が取りにくい場合等ご迷惑をおかけすることも想定されます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

3. 対応期間

緊急事態宣言の発令が解除されるまでを想定しております。